

# 入札説明書

災害対策用備蓄食料ほかに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和6年10月15日（火）

## 2 競争入札に付する事項

- 調達をする物品等の種類  
災害対策用備蓄食料ほか
- 納入期限  
令和7年2月28日（金）
- 納入場所  
大分県知事が指定する場所
- 仕様書  
別添のとおり

## 3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2964

## 4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム(以下、「電子入札システム」という。)上に  
令和6年10月29日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

## 5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準(物品・役務)による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、別添1を確認のうえ入札書を下記8及び9に掲げる方法により提出すること。

## 6 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- 次のいずれかに該当する者であること。
  - 大分県内に本店を有する者
  - この公告の日前に、上記(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の申請を経て、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれに附随する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者
- この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- この調達に係る仕様書に基づき、事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

## 8 入札参加申請の申請期限及び方法

(1) 申請期限 令和6年10月22日（火）午前10時00分

(2) 方法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、紙入札参加届出書2部を大分県会計管理局用度管財課物品調達班へ提出すること。

## 9 入札書の提出期限及び方法

(1) 提出期限 令和6年10月29日（火）午前10時00分

(2) 方法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、封書にし、紙入札参加届出書に記載の日時及び場所へ提出すること。

## 10 開札の予定日時及び方法

(1) 予定日時 令和6年10月29日（火）午前10時30分

(2) 開札方法 電子入札システムによる。

## 11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

## 12 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

## 13 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

## 14 入札参加時の注意点

(1) 入札には、上記6の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の手続を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。

(2) 紙入札で参加する場合は、別添の入札書（本人入札用）を使用すること。代理人が入札に参加する場合は、別添の様式による委任状を提出するとともに、入札書は別添の入札書（代理人入札用）を使用すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

## 15 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき

## 16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続を改めることとする。

## 17 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

なお、落札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を契約金額とする。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 18 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内に、県が作成する様式による物品購入契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記17に掲げる契約保証金若しくは上記17の(1)又は(2)に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。